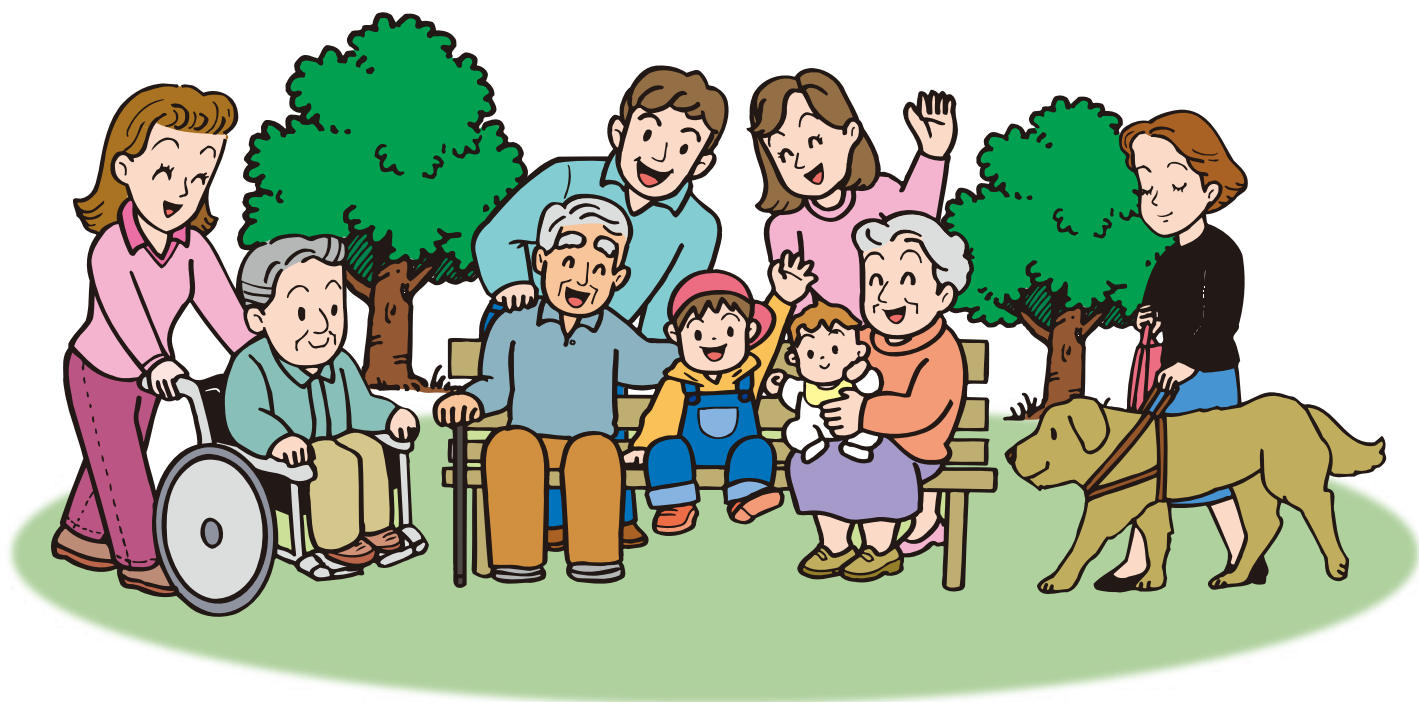


しょうがい ひと ひと 障害のある人もない人も とも い か ご しま しょうれい 共に生きる鹿児島づくり条例

へいせい ねん がつ にち しこう
平成26年10月1日施行



か ごしまけん しょうがい りゆう さべつ しょうがい たい りかい ふか
鹿児島県では、障害を理由とする差別をなくし、障害に対する理解を深め
るため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定しま
した。

しょうがい ひと ひと しょうがい うむ かか ひとり ひとり じんかく こ
障害のある人もない人も、障害の有無に関わりなく、一人一人の人格と個
性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、誰もが安心して暮らすこ
とのできる鹿児島づくりを進めるため、県民の皆様のご理解・ご協力をお願い
します。



鹿児島県

